令和6年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験案内



令和6年4月30日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 (089) 912-2826 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能 愛媛県職員採用情報サイト https://recruit.pref.ehime.jp

- ◆ 愛媛県外の民間企業等で培った柔軟な発想や行動力、先進的・専門的なノウハウなどを愛媛県職員として活かすことができる方を広く募集します。
- ◆ 特に行政事務については、県政重要施策の推進に有用な人材の採用を進めるため、特定資格等加点制度(語学・情報系資格)を設けていますので、詳細は別表により確認してください。
- ◆ 雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代(いわゆる就職氷河期世代)の方々も、様々な経験や意欲・能力を県行政に活かしていただけるよう、令和3年度から、受験資格年齢の上限を「48歳未満」(令和6年4月1日現在)に引き上げています。
- ◆ 第1次試験は、受験申込み時に提出していただくエントリーシートによる書類選考です。
- ◆ 受験申込みは、全てインターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報サイトの「愛媛県採用試験受験等申込システム」から受け付けます。



愛媛県職員採用情報 サイトはこちら

≪受付期間 6月3日(月)午前8時30分~6月24日(月)午後5時15分≫

【令和6年度試験の変更点】

〇 行政事務区分の試験内容を変更

民間企業等での経験や実績を確認し、県行政に対する意欲や活用度等をより一層評価するため、第2次試験でオンラインによるプレゼンテーション試験を新たに実施することとし、個別面接等を第3次試験で実施します。

【参考情報】

○ 「愛媛県職員(公務員経験者)採用試験」の対象職種に技術職を追加本試験とは別に、任命権者(愛媛県知事)が実施する「愛媛県職員(公務員経験者)採用試験」の対象職種に技術職が追加されます。詳細は愛媛県ホームページを確認してください。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

| 試 | 験 | 区 | 分 | 採 | 用予定人員 | | 職 | 務 | 内 | 容 | 等 | | |
|---|---|----|----|---|--------|---------------|---|------|------|------|-----|------|-------|
| 行 | 政 | 事 | 務 | | 15 人程度 | 田事部局、 务に従事 | | 理局等の | の本庁又 | (は地方 | 機関に | 勤務し、 | 一般行政 |
| | 工 | リア | `枠 | | うち若干名 | 採用がいずれた | | | は、原貝 | 川として | 東予地 | 域又は南 | 再予地域の |

(2) 技術職

| 試 | 験 | 区 | 分 | 採用予定人員 | 職務內容 |
|---|---|---|---|--------|--|
| 総 | 合 | 土 | 木 | 3人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河 川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計 画、設計、施工監理等の業務に従事します。 |
| 農 | | | 業 | 2人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業 経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研 究等の業務に従事します。 |
| 林 | | | 業 | 2人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業 経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山 林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 福 | | | 祉 | 1人程度 | 知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育 センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務 や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。 |
| 心 | | | 理 | 1人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地 方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、 心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。 |
| 保 | 健 | ţ | 師 | 1 人程度 | 知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関 する業務に従事します。 |

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和51年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者(保健師は除く。)
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 愛媛県外に本社を置く民間企業等における職務経験を5年以上(令和6年5月末日現在)有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

- ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、団体職員、公務員等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業(1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。)していた期間が該当します。
 - ※国及び人事委員会を置く他の地方公共団体における3年以上の職務経験を有し、当該職務経験を活かして一般行政事務又は技術的業務に従事することを希望する方は、本試験とは別に任命権者(愛媛県知事)が実施する「愛媛県職員(公務員経験者)採用試験」が対象となります。
- イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に 従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。
- ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、 同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる 場合は、その期間を通算することができます。

- エ 休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験に通算することができません。
- オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。
- カ 独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する国際貢献活動(青年海外協力隊等)は、 1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。
- (5) 福祉、心理及び保健師については、次に該当する者

| 試! | 験 区 分 | 受 験 資 格 |
|----|-------|--|
| 福 | 祉 | 児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者 |
| 心 | 理 | 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者 |
| 保 | 健 師 | 保健師の免許を有する者 |

※ 本試験と令和6年度愛媛県職員採用候補者(上級)[アピール型]試験及び令和6年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

| 区 分 | | 試 | 験日 | 試験会場 | 合格発表 | 備考 | |
|-------|-----|------------------|-------------------------|---|----------|-----------------------------|--|
| 第1次試験 | | | 6月3日 (月) ~ 内に登録 (提出) | _ | 7月24日(水) | 第1次試験は 書類選考です。 | |
| | 共 | (SCOA) 基礎能力検査 | 7月下旬~8月 中旬の指定期間 | 全国 47 都道府県に あるテストセンターの うち受検者が選択する 会場 | | | |
| 第2次試験 | 通 | (SPI3) | 内に受検者が選 択する日 | 自宅等のオンライン 環境の整備された場所 | 9月上旬 | 詳細は、第1 次試験合格者に 通知します。 | |
| | 事務職 | | 8月17日(土) ~18日(日) | 自宅等のオンライン 環境の整備された場所 | | | |
| | 技 | 支術職 | 8月24日(土) ~25日(日) | 愛媛県県民文化会館 | | | |
| 第3次試験 | 事 | F務職 | 9月21日(土) ~23日(月・祝) | 愛媛県庁 | 10 月上旬 | 詳細は、第2 次試験合格者に 通知します。 | |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト(以下「採用サイト」という。)に 掲載します。

4 試験の方法等

(1) 第1次試験(エントリーシート)について

- ア エントリーシートは、採用サイトに掲載された所定の様式(Excel 形式)をダウンロード し、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出(「愛媛県採用試験受験 等申込システム」(以下「システム」という。)から入力済みの電子ファイルをアップロード)してください(一旦提出された電子ファイルの内容変更や差し替えは、一切認めません。)。
- イ 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。
 - (ア) 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合
 - (イ) 所定の様式又はファイル形式以外の場合(愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。)
- ウ エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

(2) 事務職

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

| 区分 | 試験・検査種目等 | 配点 | 試験の内容 | | |
|-------------|---------------------|-------|---|--|--|
| 第 1 次 | エントリーシート による書類選考 | 100 点 | 民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等 について、受験申込み時に提出されたエントリーシートに より審査します。 | | |
| 試験 | 特定資格等加点 | 12 点 | 県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準 を満たした者に加点します(詳細は別表「特定資格等加点 の申請について」を参照)。 | | |
| Fr-Fr- | 基礎能力検査(SCOA) | | 職務遂行に必要な基礎能力等について、検査を行いま | | |
| 第 2 | 性格検査(SPI3) | | <i>t</i> 。 | | |
| 次試験 | プレゼンテーション 試験 | 100 点 | はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県 行政に対する意欲等について、プレゼンテーション(10分 間程度)をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を 行います。 | | |
| 第 | 適性検査 | _ | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 | | |
| 3 次 試 | 論文試験 | 50 点 | 課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試 験を行います(課題1題、解答時間1時間30分)。 | | |
| 験 | 口述試験 | 240 点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 | | |

- ア 第1次試験の特定資格等加点において申請に係る登録(提出)内容に虚偽又は不正があると 認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。
- イ 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考及び特定資格等加点の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- ウ 第2次試験のSCOA及びSPI3において、受検指定期間中に両検査の受検が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降のプレゼンテーション試験は受験できません。
- エ 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に民間企業等で培った能力や実績についての資料 (A4サイズの用紙2枚以内)を事前に提出していただきます。提出方法等の詳細は、第1次試験合格者に通知します。

- オ 第2次試験合格者は、プレゼンテーション試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2 次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- カ 最終合格者は、論文試験及び口述試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第3次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- キ 前年度に出題した論文試験の課題を採用サイトに掲載しています。 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(3) 技術職

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 | | | |
|------------|---------------------|-------|---|--|--|--|
| 第1次 試 験 | エントリーシート による書類選考 | 100 点 | 民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲 等について、受験申込み時に提出されたエントリーシー トにより審査します。 | | | |
| | 基礎能力検査(SCOA) | | | | | |
| 第2次 | 性格検査(SPI3) | _ | 職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。 | | | |
| 試 験 | 適性検査 | | | | | |
| | 口述試験 | 240 点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 | | | |

- ア 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考の得点の高い順に決定します。ただ し、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- イ 第2次試験のSCOA及びSPI3において、受検指定期間中に両検査の受検が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の第2次試験は受験できません。
- ウ 最終合格者は、口述試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、採用サイトからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください(郵送や持参による申込みは受け付けません。)。 なお、受付期間は次のとおりです。

令和6年6月3日(月)午前8時30分から6月24日(月)午後5時15分まで

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いI D番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込み を行ってください(ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続に必要ですので、必 ず控えておいてください。)。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の 電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事 委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、 土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます(原則、電話(089-912-2826)で愛媛 県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24 時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号、SCOA及びSPI3の受検ID並びに受験票の交付

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします(登録されたメールアドレス宛てに「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月5日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)。
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、 合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページ にログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。
- (4) 第1次試験合格者には、第2次試験のSCOA及びSPI3の受検に必要な各IDを、登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAにおいては受信確認後速やかに受検日時・会場の予約を行ってください。電子メールの送信日は別途連絡します。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿(以下「名簿」という。) に記載されます。

この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事等)が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書(本人以外の第三者が作成したものに限る。) の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和 26 年愛媛県条例第 57 号)等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額255,000円程度です(あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。)。

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類(運転免許証等)の写しと返信用封筒(定形、縦14 cm ~23.5 cm×横9 cm~12 cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

- ※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手434円(簡易書留相当分)を貼ってください。
- ※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)。

(1) 事務職

| 開示請求 できる人 | 開 示 内 容 | 請求受付期間 | 開示方法 |
|--------------|---|--------------------------|----------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨) | 第1次試験 合格発表の日 から1月間 | |
| 第2次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位 並びに第2次試験の得点及び順位(ただし、第2次試 験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合 は、順位に代えて当該試験・検査種目名) | 第2次試験 合格発表の日 から1月間 | 郵送又は口頭により開示を請求 |
| 第3次試験 受験 者 | 第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位、第2次試験の得点及び順位並びに第3次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、第3次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名) | | PAGE CHINA |

(2) 技術職

| 開示請求 できる人 | 開示内容 | 請求受付期間 | 開示方法 |
|--------------|---|-------------------------------|-----------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に 達しない場合は、その旨) | 第 1 次 試験 合格発表の日 から 1 月間 | 郵送又は口 |
| 第2次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名) | 現 2 次 試 験 | 頭により開示を請求 |

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。 変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メール にてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等(ただし、語学資格については平成31年4月1日から申込日までに取得したものに限ります。)について、基準を満たした者に加点します。 なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限りますので、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

| 語学資格 | TOEIC Listening & Reading Test (公開テス | 600 以上 | 4点加点 | | |
|---------|--------------------------------------|-------------|--------|--|--|
| (英語) | F) | 730 以上 | 8 点加点 | | |
| | TOEFL iBT テスト | 65 以上 | 4点加点 | | |
| | TOEFL IBI / A F | 85 以上 | 8 点加点 | | |
| | IELTS | 5.5以上 | 4 点加点 | | |
| | TEL15 | 6.5以上 | 8 点加点 | | |
| | 実用英語技能検定 | 準1級以上 | 8 点加点 | | |
| 語学資格 | 中国語検定試験 | 2級以上 | 4 点加点 | | |
| (中国語) | 中国語コミュニケーション能力検定 | 550 点以上 | 4 点加点 | | |
| | | 筆記5級180点以上 | | | |
| | 漢語水平考試 (HSK) | 筆記6級180点以上 | 4点加点 | | |
| | | 口試(高級)60点以上 | 1 | | |
| 語学資格 | 韓国語能力試験(TOPIK) | 4級以上 | 4点加点 | | |
| (韓国語) | ハングル能力検定試験 | 準2級以上 | 4点加点 | | |
| ジタル技術の液 | | | | | |
| 情報系資格 | 基本情報技術者 | 4 点加点 | | | |
| пяляп | 応用情報技術者 | 8 点加点 | | | |
| | I Tストラテジスト | 12 点加点 | | | |
| | システムアーキテクト | 12 点加点 | | | |
| | プロジェクトマネージャ | ・ジャ | | | |
| | ネットワークスペシャリスト | | 12 点加点 | | |
| | データベーススペシャリスト | 12 点加点 | | | |
| | エンベデッドシステムスペシャリスト | | 12 点加点 | | |
| | I Tサービスマネージャ | | 12 点加点 | | |
| | システム監査技術者 | | 12 点加点 | | |

2 証明書類

該当する「資格名、試験名等」及び「受験者の氏名」が確認できるもので、主催者が発行する書類(合格証書、合格証明書、Official Score Report 等)に限ります。

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」から、必要事項を入力し、証明書類の写し(コピー)の電子ファイルを受付期間内に登録(提出)してください。また、電子ファイルの形式は PDFのみとし、一旦登録(提出)された内容の変更や差し替えは、一切認めません。なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。)
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合(申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。)
- (4) 受付期間内に証明書類の写し(コピー)の登録(提出)がない場合
- (5) 登録(提出)された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合(愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。)